

# 東京都介護保険居宅事業者連絡会

## 【東京都介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成12年11月に東京都介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の経営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

令和5年4月の会員数は、337事業所となっている。

## 【提言項目1】

### 2024年度改定介護保険制度改定

#### 介護予防・日常生活支援総合事業見直しに関する要望

##### 【現状と課題】

2024年度介護保険制度改定に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業見直しの論議が進んでいる。東京都介護保険居宅事業者連絡会（以下連絡会）では、2022年11～12月に「要介護1・2の利用者における総合事業への移行に関する調査 調査」を実施し、188事業所から回答を得た。訪問介護60事業所の78%、通所介護128事業所の85%が総合事業への移行に不安を持っていると回答している。

不安の理由としては、2017年度から実施された要支援の総合事業移行により、サービス提供の低下、自治体ごとの運用の違いなどから生じる事務手続きの煩雑さ、加えて報酬の低下による経営の悪化が挙げられている。\*厚生労働省の市町村への調査結果でも従来相当のサービス提供が訪問介護92.3%を占め、通所介護でも従来相当が92.5%でサービスAの実施は50%代に止まっており、連絡会の調査を裏付けるものとなっている。

現行の総合事業を検証して課題を明らかにし、介護保険制度の下で要介護1・2認定高齢者の日常生活を支える介護サービスの提供の維持が望まれている。

\*「介護予防・日常生活支援総合事業等の実施状況（令和2年度実施分）に関する調査」（厚生労働省老健局老人保健課）

## 【提言内容】

＜東京都・区市町村に望まれる取組み＞

- ・介護保険料を納付した被保険者が必要なサービスを受けられないことが無いように介護保険の対象である要介護1・2の認定者に対する日常生活支援サービスを介護保険給付で継続してください。
- ・介護予防と日常生活支援は事業対象が異なるものです。同一に総合事業へ移行することで要介護認定者の生活に支障をきたすことのないような施策を行ってください。
- ・各市区町村の介護予防・日常生活支援総合事業を検証し課題を明らかにしてください。

## 【提言項目2】

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている介護保険事業所への支援

## 【現状と課題】

### 1. 新型コロナウイルス感染症の影響

2023年度5月から新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に移行されるが、介護事業所は「高齢者の生活を守る事業」として感染防止に努めながら事業の継続をしている。

通所事業では感染防止策として3密を回避するため、事業縮小やクラスターにより事業休止等で、多くの事業所がコロナ禍以降は経営難となっている。また感染拡大時には入所施設内の陽性者が入院できず、施設での対応が求められるケースも多く、新規入所の受け入れ制限などコロナ感染症の対応が経営を大きく圧迫している。

2022年度は全国で143件の高齢者介護関連施設が倒産し、新型コロナウイルス感染症関連倒産は63件に上っている（東京商工リサーチ）

在宅を支える居宅介護支援事業所からは地域の介護サービス事業所の閉鎖でサービス事業所の確保が困難となっているという声も上がっている。

## 【提言内容】

＜東京都・区市町村に望まれる取組み＞

- ・コロナ感染症に対応した介護事業所の減収を補填する補助を、医療機関への補助制度に準じて行なってください。
- ・感染防止策に係る物品の支給・または経費負担の補助を継続してください。

### 【提言項目 3】

## 介護福祉人材の確保について

### 【現状と課題】

介護離職ゼロの実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに人材の確保として2025年には、約38万人の不足が国の調査で推計されている。東京においては、約3万6千人の不足が見込まれており、介護職員・訪問介護員の質と数を確保していくような働きかけが必要とされている。とくに訪問介護員の確保は喫緊の課題であり、さまざまな工夫を凝らした確保策が求められている。

### 【提言内容】

＜東京都に望まれる取組み＞

- ・東京都の介護職員就業促進事業は、有効な事業ではあるが、対象者の確保が課題である。東京都としても広報活動などで対象者に情報が届くように働きかけをしながら、事業所にとってより活用しやすい制度にしてください。
- ・介護事業の理解を広げるための広報、介護の専門職を目指す学生への奨学金制度などを拡充してください。

### 【提言項目 4】

## 主任介護支援専門員の育成・介護支援専門員不足について

### 【現状と課題】

2018年（平成30年）の介護報酬改定により、居宅介護支援事業所の管理者の要件が主任介護支援専門員に改正された。移行期間が2027年（令和9年）まで延長され、主任介護支援専門員研修の受講希望は増加しているが、研修定員を超えているため受講できない状況も出ている。また、受講申請に必要な「区市町村推薦要件」が、区市町村で異なっており、主任介護支援専門員の育成において地域格差が生まれるおそれもある。

昨今、介護支援専門員の国家試験の受験者数が減少しており、特定事業所加算要件を満たせない事業所もでてきており、介護支援専門員の育成も課題となっている。

### 【提言内容】

＜東京都・市区町村に望まれる取組み＞

- ・管理者要件に主任介護支援専門員資格を必須とするならば、市区町村の推薦を受講要件から緩和するなど育成がスムーズにすすむように区市町村推薦要件を見直してください

い。

- ・管理者が病気等で主任介護支援専門員が不在になる期間の救済策を設けてください。
- ・介護職員の処遇改善加算の対象から介護支援専門員が外されていることが、介護支援専門員の資格取得者を減少させている要員の一つです。介護支援専門員の処遇改善を進めてください。